



陪審裁判

20

発行 陪審裁判を考える会

RESEARCH GROUP ON JURY TRIAL

2013年4月

陪審裁判を考える会 30周年記念シンポジウム

開会の辞

庭山 英雄 弁護士

私は1974年から75年にかけて、

イギリスに留学しました。帰国後、ケンブリッジ大学での指導教授から、「自分の著作のどれでも翻訳出版してもよい」との嬉しい便りが届きました。彼の有名な著作『有罪の証明』を数年かけて翻訳し、1981年に学陽書房から『イギリス刑事裁判の研究』として出版しました。

その本の三分の一は「陪審裁判」についてでした。それを読んだ作家の伊佐さんから連絡があり、「陪審裁判を考える会」を作ろうじゃないかということになりました。最初の会合（日本教育会館の一室、1982年）に出ると、著名な作

家や弁護士やジャーナリストが集まって

おり、びつくりしました。その席で世話人として作家の伊佐さん、弁護士の倉田さん、大学教師の庭山が決まりました。それから営々30年、よく続いたものと感心します。途中、分裂の危機が何度かありました。しかし「もうやめよう」と言う声は、正式には一度もありませんでした。「陪審裁判を考える会」は「日本の刑事裁判について考えること」です。本から、それは当然のことかも知れません。

これ以上詳しく述べることは、あとの報告者の領分を侵すことになりますので、やめにして問題提起に移ります。全体討論のところ、取り上げていただけ

ると幸いです。私は今、青林書院という

法律出版社から頼まれて、「公判前整理手続の実務」（仮称）を編集しております。「弁護士から見た公判前整理手続」を一書にまとめて欲しいというのですから、大変な仕事です。2004年の刑事司法改革では、刑事訴訟法の一部改正が行われ、公判前整理手続と期日間整理手続とが新たに設けられました。程なく発足する裁判員裁判（国民の司法参加）を意識しての「慣らし運転」とのことでした。ところが実務の実際が始まってみると、公判前整理手続の実施の前提なしに期日間整理手続がどんどん行われました。期日間整理手続が認

められと、証拠開示が大幅にゆるやかになるので、弁護人にとっては有利な制度でした。したがって今後ますます広がるものと思われれます。そうすると昔の制度とあまり変わらないものになるような気がします。

裁判員裁判は審理の充実（核心司法）と裁判の迅速化とを旨指して作られました。だが、このまま行くと「あぶはちとらず」になるような気がします。みんな

で一緒に考えていただけると幸いです。

30年のあゆみ

飯室勝彦 ジャーナリスト

「陪審裁判を考える会」は事務局担当者何度か交代したためもあって、活動の詳細な記録が散逸してしまった。ここでは記憶を頼りに、順不同で会の足跡をたどりたい。

そもそも会の源流はどこにあるかと問われたら「各人の胸の中に」と答えるしかない。発足は免田事件をはじめ数々の冤罪事件が明るみに出た時期であり、多くの人々が「日本の刑事裁判をなんとかしなければならぬ」と考えていたからである。小さな流れがいくつも集まって大きな流れになっていった。

しかし、小さな流れを目に見える形にまとめたのは故倉田哲治弁護士である。もともと、倉田さんに呼びかけられた人が、知人、友人に呼びかけて参加者は広がっていったから、それぞれが自分こそスターターと思っても無理はない。

倉田さんは免田事件再審弁護団の中心的存在だった。日石・土田邸爆破事件でも実証的な弁護活動で無罪判決を勝ち取るなど高名な刑事弁護士だった。その倉田さんは司法修習生のとき恩師だった故青木英五郎弁護士の著書「陪審裁判」の

後書きに「陪審復活は青木先生の遺言である。遺言は実現しなければならぬ」と書いた。実現のため思いついたのが市民運動だったわけだ。

発足集会のために東京・神田一橋の日本教育会館を手配したのも、最初の合宿場所として東京・芝の日本女子会館を探してきたのも倉田さんであり、毎月の例会会場には銀座六丁目にあった倉田法律事務所を提供してくれた。その意味では「会の源流は倉田事務所」と言ってもいいだろう。

「陪審裁判を考える会」という名称に異論がなかったわけではない。「復活する会」にして目標を明確にすべきだとの意見もあった。もちろん会員はだれも陪審論者だったが、当時は日弁連の中でも市民参加を夢物語と考える人がほとんどだった。市民参加論者の中には陪審を唱える人も少なくなかった。そういう雰囲気の中で「当面、市民参加の芽を育てることが大事だ。まずソフトにスタート」と「考える会」に落ち着いた。機を見て「復活する会」に変更すればよいとの結論になった。

規約は作らなかつた。あれこれ縛るのは市民運動として好ましくないからである。入会も退会もまったく自由、入退会の意思表示さえ求められない組織として出発した。唯一の約束は会として個別事件の支援運動をしないことだった。

活動は対内的なものと同対外的なものに大別される。前者は会員同士の研鑽である。毎月一回、夜に倉田事務所に集まり、冤罪事件の研究や陪審裁判の仕組みやメリット、デメリットなどを議論した。暖房の切れた部屋で暖を取るためにアルコールを飲みながら、などということもあった。

さまざまな事情で事務局と例会の会場は何度かわ変わった。参加メンバーもくる入れ替わり創立以来の常連は数えるほどしかないが、誰も懐かしく思い出すが夏の一泊合宿である。女子会館は初回だけで、以後は山中湖の高級ホテル、富士山麓・忍野村のホテル、熱海のホテルなど変わった。費用が安い施設を求めて転々としたのである。

記憶によれば、毎回20人から25人くらいの参加者だった。到着した日の午

後と翌日の午前中は全体討議、夜はそれぞれが適当に集まって熱い議論を闘わした。

もともと一番盛り上がったのは夕食を兼ねた懇親会の終了後に各部屋で繰り広げた宴会での激論だった。発足時からの有力メンバーである伊佐千尋さんがあらかじめ大量のワインとチーズなどをホテルに送り込み、冷やしておくよう依頼してあるのが通例で、参加者はそれを飲みながら遅くまで激論を展開した。

発足して数年後には大阪、熊本、新潟などの各地でも、名称は少しずつ違いますが市民参加を目指す運動が始まり、夏期合宿はそれらの同志との交流、意見交換の場ともなった。

外に向かつてはじめて動いたのは、発足直後の国会議員アンケートである。冤罪続発の現状に対する感想、防止策としての陪審復活に対する意見を聞くアンケート用紙を、メンバーが衆参両院の議員会館の各部屋に配って回った。手応えある集計結果が得られたので、日弁連の機関誌「自由と正義」に投稿して掲載され、少なくとも弁護士の間ではかなり話題になった。陪審復活をまともに訴えたアンケート実施はおそらくはじめてだったと思う。

司法に民意をもっと反映しなければな

らないとする意見ほどの政党でも決して少なくなかった。後の司法改革で裁判員制度がすんなり実現したのはこうした背景があったのである。むしろ市民参加に懐疑的だったのは「専門家として市民の風上にいたい」弁護士たちだったのではないだろうか。

市民向けの集会は大きなものだけでも2回開いた。お茶の水の明治大学講堂で開いた模擬裁判ふうの集会には200人ほどの参加者がいた記憶である。プロの劇団「燐光群」が無償で裁判劇を演じてくれ、それを見た参加者が有無罪の投票をする形だった。

台本の素材は戦前、実際に岩手県で陪審裁判が行われた放火事件の記録。陪審の無罪評決をプロの裁判長が覆し再陪審にかけたところ、証人が原審で被告に不利な虚偽証言をしたと告白し(つまり元の陪審は偽証を見破っていた)再び無罪評決が出た事件だ。

実際に弁護士を務めた故佐藤邦夫弁護士が当時はまだ健在で、高齢(たしか90歳くらいだったと思う)にもかかわらず盛岡から講演に駆けつけ「民衆の確かな判断への信頼」を語ってくれたのは感動的だった。自分で現実に体験して確認した信頼感だけに説得力があった。

このときのシナリオ、集会報告などは

岩波ブックレット『陪審裁判』として市販された。

日弁連の講堂クレオで開いた集会は弁護士会の刑事弁護関係の委員会と共催になった。共催とはいっても実際は「考える会」主催。いまとなっては内容の詳細は思い出せないが、講堂を無償で使わせてもらおうと交渉し「共催」名義を条件に実現した。小さな市民団体と弁護士会が共催するのは異例だった。市民参加の必要性、実現可能性が高まってきたので弁護士会も乗ってきたのである。

会の発足からずっと発行してきた会報はA4版の活版刷り。財政基盤が弱い市民組織としてはいささか背伸びだった。発行するたび国会図書館に納本、陪審制の母国、英国の在日大使館にも送った。国会図書館では分類番号もついていて閲覧できるようになっている。

司法制度改革審議会が始まると、市民参加実現を求め、会としての詳細な意見書を作成して各委員に送った。意見書をまとめるため、会員が仕事を終えた後の夜間に集まって何度も議論した。意見書は、審議会のホームページにアクセスすれば配付資料として閲覧できるはずである。

そのほかの活動をいちいちあげればきりがないが、筆者は審議会設置法を審

議する参院の委員会に参考人として招かれ意見を述べた。「陪審裁判を考える会」のメンバーとして招かれた訳ではないが、自分では「考える会」運動の一環のつもりで市民参加の実現を強く主張した。一緒に出席した佐藤幸治先生(後の審議会会長)が「正義は所与のものではない。自分たちで決めるものだ」と主張されたことに力づけられた。

その市民参加が裁判員制度として一応実現した。今後、何を指すべきかと問われればもちろん「陪審の復活」と答える。しかし、そのために裁判員制度を過度に批判し、改革ではなく後退であるかのように攻撃する一部の動きには同調できない。「たらいの水と一緒に赤子も流してしまう」結果になるのでは、と憂慮している。



裁判員制度と検察審査会制度

四宮 啓

国学院大学・弁護士

—何が始まっているか—

はじめに

司法の国民的基盤の確立は、司法制度改革の重要な柱の一つである。その代表が裁判員制度の創設と検察審査会制度の改正であった。ではなぜ裁判員制度が導入され、検察審査会制度が改正されたのか—それは、司法制度改革審議会意見が述べているように、国民が自律的に社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会を築くため、司法の運営にも主体的に参加することが必要と考えられたからである。

裁判員制度と改正検察審査会制度は二〇〇九年五月から施行された。施行四年近くを経過した現在、何が始まっているかを考えてみたい。

裁判員制度の実情—何が変わり、何が変わっていないか

二〇一三年一月末現在の裁判員裁判に関する主なデータは、最高裁によれば次のとおりである。判決に至った件数（人員）四五〇二件（四七五八八）、選定された裁判員候補者四一万五六三二人、辞

退が認められた候補者二四万〇七〇五人（辞退率五七・九％）、出席を求められた候補者の出席率七八・五％、選定された裁判員二万七四七二人、選定された補充裁判員九四七一人、平均職務従事日数四・九日、平均評議時間九・三時間、無罪二二件、死刑一五件、執行猶予七五〇件（うち保護観察四〇九件、五四・五％）、控訴一六四五人。

何が変わっているか

大きく変わったのはまず裁判員を務めた国民の意識である。最高裁が二〇一一年、裁判員経験者八四五八人から得たアンケート回答によれば、裁判員に選ばれた前の気持ちは「積極的にやってみよう」七・九％、「やってみよう」二四・〇％であったが、参加した後の感想は「非常によい経験と感じた」五五・二％、「よい経験と感じた」四〇・三％へと変化している。この数字の劇的な変化は、検察審査員経験者についてもほぼ共通する。裁判員が分かりやすく運営されるようになったこと（審理内容は「理解しやすかった」

五九・九％、「普通」三二・一％）と、そして何よりもやりがいのある任務であったことが原因と考えられる。

次に大きな変化があったのは、刑事手続である。裁判員裁判の導入は、刑事司法制度の一大変革だから、この新しい裁判制度が機能するためには、他に多くの新しい、周辺の仕組みが併せて必要とされる。とりわけ裁判員裁判では裁判を充実した迅速なものにする要請が一層強くなるため、そのためにいくつかの周辺の仕組みが自覚的に変革され、実施された。その例としては、勾留された段階から国選弁護人の援助が受けられるようにする被疑者国選弁護制度や、充実した公判の審理を計画的・迅速に行うための公判前整理手続と新しい証拠開示制度などがある。

これに対して、制度は変えなかったが運用が変化してきたものとして次のものなどがある。まず被疑者の取調べの状況を裁判員に分かりやすく、迅速・的確に立証する必要があることから、捜査当局は取調べの録音・録面の試行を始めた。

長年反対していた捜査当局の方針転換である。また、弁護士会などから人質司法と批判されることがあった保釈の運用も、裁判員裁判対象事件について保釈率が上昇している。充実した裁判員裁判のためには被告人・弁護人側の訴訟活動の準備が必要と考えられていることを示している。さらには、裁判員制度の導入にあたり証拠法は改められなかったが、法廷での証拠調べは、書証（記録）から証人（証言）へとその中心が変わり、法廷で見て聴いて分かる裁判へと変化している。

判決内容も大きな変化を示している。判例では従来の裁判官裁判と比べて重罰化が明らかである一方、殺人などでも執行猶予率が高まるなど、刑罰の在り方が多様化している。

控訴審の在り方にも変化がある。これまで控訴審は、記録を中心に第一審とは異なった心証が得られた場合には、第一審を取り消して自ら判決することが多かった。しかし最高裁は、裁判員裁判の無罪判決を破棄して高裁が有罪にした

ケースで、高裁は（直接証人尋問をして
いる）第一審の判決についてよほど不合
理な点を具体的に指摘できない限り、事
実問題で破棄できない、と判断した。裁
判員の判断を尊重することになるが、第
一審が有罪判決の場合にはなお慎重な検
討が必要だろう。

なぜこのような「無自覚的変化」が生
まれたのかといえば、裁判員制度の導入
によって裁判員が関与する刑事司法は、
裁判員、つまり国民が求めるものになら
ざるを得ないからである。国民が求める
刑事司法とはおそらく、透明で公正で迅
速な制度であろう。上記の変化は、国民
のそのような要請に沿うものと言えるだ
ろう。

何が変わっていないか

裁判員制度の導入によって「変わって
いない」ものとして、二点指摘したい。
第一は無罪率である。最高裁の調査によ
れば、平成一八年から二〇年の裁判官裁
判による無罪率は〇・六％であり、平成
二一年から二四年五月までの裁判員裁判
による無罪率は〇・五％であって、変化
していないとされている。しかし、この
点については二つのことに留意しなければ
ならない。

一つ目は、覚せい剤密輸入事件の無

罪率である。裁判官裁判では〇・六％で
あるが、裁判員裁判では二・三％に上昇
している。被告人の弁解の評価に裁判員
の社会常識が反映されているとみるこ
とができるだろう。二つ目は、裁判員対
象事件の不起訴率が高くなっているこ
とである。裁判員法が成立した二〇〇四
年、及び施行された二〇〇九年以降
二〇一一年までの不起訴率をみると、検
察統計年報によれば、裁判員裁判対象で
はない窃盗罪の不起訴率は、四七・九％
（二〇〇四年）、四三・八％（二〇〇九年）、
四二・八％（二〇一〇年）、四三・八％
（二〇一一年）とほぼ横ばいである。

しかし裁判員裁判対象事件である
殺人罪は、五五・四％（二〇〇四年）、
四八・六％（二〇〇九年）、三八・三％
（二〇一〇年）、三七・一％（二〇一
一年）、強盗致死傷罪は、八六・七％
（二〇〇四年）、六四・一％（二〇〇九年）、
五三・五％（二〇一〇年）、四四・三％
（二〇一一年）と不起訴率が大きく低下
している。これは起訴後裁判員裁判とな
る可能性を考えて、検察官が警察から送
致された罪名どおりに起訴することに
慎重になつていふことを示しているだろ
う。このように、無罪率を比べる際には、
従来裁判官裁判で有罪とされてきたよう
なケースが裁判員制度の下でもそもそ起

訴されなくなつていふということがあり
うることに注意しなければならない。

「変わっていないもの」として検討
すべき第二は、死刑求刑事件である。
二〇一三年一月末までに一五件の死刑判
決が裁判員裁判で言い渡されており、変
わつていないように見える。しかしこの
点も二つの点に留意が必要である。一つ
目は、年間平均の死刑判決数は減つて
いることである。裁判員裁判によつて
二〇一二年末までに一五件の死刑判決が
言い渡されており、年平均では五件とな
る。これを二〇〇六年から二〇〇九年ま
での裁判官裁判の死刑判決数と比較する
と、この四年間に裁判官裁判によつて合
計四一件の死刑判決があり、年平均では
一〇・二五件であった。

二つ目は、死刑求刑が想定される事件
の審理と死刑選択基準の考え方が裁判官
裁判時代と変わっていないことである。
死刑求刑が想定される事件でも、検察官
は争点整理の段階で死刑を求刑する可能
性があることを言わない。その結果、死
刑が相当かどうか争点にならない。こ
の点と、従来裁判官がしたがってきた、
死刑であつても他の量刑と同様、刑罰の
判断は「犯罪行為に相応しい責任」とい
う観点から検討すべきであるとの考え方
に基づいて、審理は犯罪行為がいかに残

虐なものであつたか等、犯情と呼ばれる
犯罪事実に関する審理が中心となつてい
ると思われる。

しかし、死刑求刑事件においては、裁
判員・裁判官が量刑にあたり判断すべき
事柄は懲役などの判断とは質的に全く異
なる「生命を存続させるか否か」という
ことであろう。しかし裁判員は、死刑求
刑事件でも、これまで裁判官裁判で行わ
れていた以上のような量刑の考え方の説
明を受けているであろう。そうである
とすれば、死刑判決の言い渡しがドラス
ティックに変わつていないのはむしろ自
然である。なぜなら裁判員は裁判官の説
示に従おうとするからである。

検察審査会制度の改正と実情

検察審査会制度は六〇年以上の歴史を
もつ、わが国独自の司法への国民参加制
度である。検察審査会は検察官の不起訴
処分について、その当否を審議・議決す
るが、起訴すべきであるとの議決（起訴
相当議決）にはこれまで検察官に対する
拘束力がなかった。司法制度改革では、
司法への国民的基盤の確立の精神から、
検察官が不起訴とし検察審査会が起訴相
当議決をしたが、検察官が再度不起訴と
した場合、検察審査会が再度起訴相当議
決をした場合には、二度目の起訴相当議

決に拘束力を認め（起訴議決）、裁判所が選任した検察官役の弁護士が事件を起訴すべきものとした。

二〇〇九年五月以降二〇一二年末現在、この新しい制度で起訴された例は七件を数える。その中には、明石市の歩道橋事故、JR西日本の福知山線脱線事故、小沢一郎元民主党代表の事件なども含まれ、社会の関心を呼んだ。

この新しい強制起訴制度については、小沢一郎氏の事件などを中心に、「有罪確定でなければ起訴しない検察官と違う基準で起訴していいのか?」、「無罪になつたらだれが責任をとるのか?」など、風当たりも強い。しかし、たとえば小沢氏の事件で検察審査会の起訴議決書が求めたものは、小沢氏の有罪ではない。議決書はこう言っている。「検察審査会の制度は、有罪の可能性があるので、検察官だけの判断で有罪になる高度の見込みがないと思つて起訴しないのは不当であり、国民は裁判所によつて本当に無罪なのかそれとも有罪なのかを判断してもらう権利があるという考えに基づくものである。そして、嫌疑不十分として検察官が起訴に躊躇した場合に、いわば国民の責任において、公正な刑事裁判の法廷で黒白をつけようとする制度である」。

強制起訴制度になぜ風当たりが強いかと

言えば、わが国では起訴＝有罪という観念が固定化しているからだろう。検察官は有罪を獲得するために起訴し（だから一旦起訴した以上、有罪判決を獲得することが至上目的となり、証拠をねつ造する事件まで起こつた）、日本の刑事裁判の有罪率は九九・九％になつてしまつた。しかしそもそも起訴とは、有罪か無罪かを裁判所に決めてもらう申立のほうだ。有罪無罪を決める権限を持つているのは裁判所だけであり、検察官ではない（だからドイツでは原則として検察官に起訴・不起訴の裁量はない）。有罪を示す証拠がある限り、有罪か無罪かは、行政官である検察官がドアの向こう側で決めるのではなく、裁判所の公開法廷で、フェアな討論によつて決められるべきである——検察審査会の起訴議決が言っていることはそういうことだ。もちろん被告人にとつては負担である。しかしだからといって、討論そのものをやめるといふのは本末転倒だろう。被告人の負担は、取調べの可視化、全面的証拠開示など、フェアに戦える武器を与えることで対応すべきだ。

裁判員制度と検察審査会制度は何を変えつつあるか

これまで見てきたように、裁判員制度

と新しい検察審査会制度は、司法を本来あるべき「公共の討論の場」として甦らせることになつていのではないか。民主主義とは、投票だけではもちろんなく、提案↓討論↓評決というプロセスそのものが民主主義のほゞである。裁判員制度と新しい検察審査会制度は、「討論して決める民主主義」を国民自らが主権者として実践する——その結果、国民は、「公共」を担う責任ある国民としての役割を果たすのである。

冒頭に述べたように、司法制度改革審議会は、国民に対して、「自律的で社会的責任を負つた統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会を築くために、司法の運営にも主体的に参加」してほしいと呼び掛けた。裁判員制度と新しい検察審査会制度施行後四年になろうとする日本社会を見ると、国民はその期待に十分応え、その意識と行動は司法の領域を超え始めていふように思える。

(了)

(7ページから) 文化が裁判官の中に広がっていたが、見直しが迫られる。

○ なお、被告人には次のような前科がある(一審判決の量刑理由)。

同棲していた元交際相手とその兄方に逃げ、同人から元交際相手に会うことを拒否されたことに立腹し、元交際相手とその兄を包丁で複数回突き刺すなどして殺害した上、その逃走中に包丁を用いて他人を脅迫し近隣の民家に立てこもるなどした殺人等の罪などにより懲役16年の刑に処せられている(平成元年12月刑終了)。その出所後3年も経たない間に、路上で見かけた女性を強姦しようと企て、同人を追尾してその自転車に自己の自転車を衝突させるなどして転倒させ、馬乗りになつてその顔を手拳で殴打したり棒で多数回突くなどし、同人を負傷させた強姦致傷罪で懲役5年に処せられた前科がある(平成9年2月刑終了)。

話題提供として紹介した事件は、裁判員裁判による一審判決を高裁が覆した点から議論が沸くかと期待したものであるが、時間が不足気味になつたこともあり、あまり議論にならなかつた。また、前科を判断材料とするべきではないとの認識では、参加者は一致していたように思われた。

(了)

裁判員制度の現状等について

森野 俊彦 元裁判官

陪審裁判を考える会の設立30周年を記念してシンポジウムを開催したいからということ、事務局から話題提供とその後のパネリストを引き受けて欲しいと依頼された。その時に提示されたテーマは「裁判員制度の現状とこれから——特に書面主義への回帰を防止し、より分かり易い審理の実現のために——」というものであった。

この要請は、最高裁判所長官が、「裁判員制度が当事者に慣れてきて、裁判員が見なければならぬ書面が多くなってきたら、裁判員に分かり難くなってきたら、あまりテーマを絞らざることを話すが、あまりテーマを絞らざることを話すが、純になり過ぎる恐れがあったので、「裁判員制度の現状等について」というタイトルでまとめたのが、以下のレジュメである。

1 法廷中心の審理が実現しているか
(1) 最高裁の検証報告書(平24・12・7)
○ 書面中心の旧来型が主流で、裁判員裁判にふさわしい法廷中心の審理が実現

できていない。↓書面に頼らず、裁判員が証人らの話を直接聞く必要がある。

○ 検察も、書面への依存傾向が是正されず、自身の主張を裏付けるため多くの捜査結果を公判に持ち込んでいる。

○ 起訴内容を争わない事件で、本年1～5月末までの検察官の立証は、書面の朗読に1時間以上要した一方、証人尋問は30～50分。証人数は増加傾向にはあるが、1事件平均2・3人にとどまる。裁判員アンケートでも検察官立証を「理解しやすかった」とする回答は低下した。
(2) 口頭主義、直接主義の徹底のための方策

2 話題提供Ⅱ最近の判決から
情況証拠による犯罪事実の認定で、1審有罪判決(無期懲役)が破棄されて無罪が言い渡された事例Ⅱ舞鶴高校1年生殺害事件

事案の概要Ⅱ2008年5月8日、舞鶴市朝北川近くの雑木林で被害者の遺体が発見される。京都府警が同年11月、賽銭や下着の窃盗容疑で被告を逮捕。殺人容疑などでの家宅捜索が弁護人の準抗

告でいったん延期されるなど、捜査は異例の経緯をたどり、裁判員制度導入前の2009年4月、被告は殺人容疑などで逮捕、起訴された。

○ 京都地裁 平成23・5・18

被告人が、深夜帰宅途上で出会った被害者女性(当時15歳)に対し、その着衣を剥ぎ取って全裸にするなどのわいせつ行為をし、鈍器その頭部や顔面等を複数回殴打して殺害したと認定した。結論に至る主たる理由は、被告人が犯行時刻に近い時刻に犯行現場にごく近接した場所に被害者と一緒に行ったことが認められる(目撃証人の証言は信用でき、被告人の特徴と矛盾はないし、防犯ビデオの映像中被害者と同行している者は被告人と認められる)ところ、犯行が深夜の人の往来が少ない郊外で行われたことからすると、被告人が被害者と別れた後に別の人物が犯行現場において被害者を殺害した可能性は想定し難い。また、遺留品(ポーチ及びパンティ)に関する被告人の供述内容は、客観的特徴と合致する犯人でなければ知り得ないものではない

が、被告人がそれらの特徴を知る機会はそれぞれ相当限られており、その双方を知る機会があるものは犯人のほかはほとんど考えられない。

○ 大阪高裁 24・12・12

事件直前に被告人とされる男性が被害者と一緒に行ったとの目撃証言は、警察官に写真を見せられたことで証言が変遷した可能性が否定できず、信用性は否定される。被害者の遺留品に関する被告人の供述も、長時間の取調べの中で変遷しており、捜査機関による誘導が供述に影響した可能性を完全に排除できない。一審判決の認定は不合理である。

○ 渡辺修教授(日経24・12・13)

状況証拠に基づいて事実を認定する際の基準として最高裁が示した「被告が犯人でなければ説明できない事実」がなければ有罪認定できない(森野註・平成22・4・27第三小法廷判決)とする考え方が高裁レベルまで浸透してきたことを示しており、注目すべき判決だ。これまでの刑事裁判では、検察側の主張と矛盾がない程度でも有罪とする「疑わしきは処罰する」という(6ページ下段へ)

陪審裁判を考える会

「30年の歩みと裁判員制度の見直し」 記念シンポジウムを終えて

齋藤 哲 獨協大学・弁護士

2012（平成24）年12月23日、陪審裁判を考える会は、黒沢香会員（東洋大学教授）のご尽力により、東洋大学白山キャンパス6号館3階6305教室を会場として、「陪審裁判を考える会30周年記念シンポジウム」を開催した。テーマは表題のとおり、裁判員制度施行3年後の見直しを目前として、当会発足30年を振り返るものである。

当日、東京近隣はもとより、新潟「陪審友の会」会員や大阪「陪審制度を復活する会」の会員も駆け付けた。当会のシンポジウムは昨年（2011年）9月、國學院大学において開催した「故後藤昌次郎代表を偲ぶと共に、来年の裁判員制度の見直しに向けたミニシンポジウム」以来である。

今回の記念シンポは、庭山英雄代表（弁護士・元専修大学教授）による開会の挨拶から始められた。代表によれば、当会が発足したのは一九八二（昭和五七）年、すなわちイギリス・ケンブリッジ大学の留学中の陪審裁判の研究を経て、『イ

ギリス刑事裁判の研究』グランヴィル・ウィリアムズ著／庭山英雄訳（1981年）を公刊した翌年、伊佐千尋会員の呼びかけにより、一ツ橋の日本教育会館8階で行われた発会式である。その後、例年、箱根等での夏合宿を行っていたが、飯室勝彦会員（元中京大学教授）が事務局を引き受けられ、しばらくの間、東京中日新聞の一室をお借りして、勉強会を続けてきた。今日では、周知のように、滝田清暉会員（IP国際技術特許事務所所長）が事務局の労を取っていただいている。

基調報告Ⅰ 引き続き、飯室会員から、会のこれまでの活動についてももう少し詳しい経緯が披露された。会の発足の契機は、1980年前後の社会背景に一連の死刑判決事件の冤罪が取り沙汰され、死刑判決の再審無罪判決が言い渡されたことにある（I 免田事件―1948年熊本県人吉市で祈祷師夫婦殺害、50年熊本地裁死刑判決、52年最高裁上告棄却、

79年再審開始決定を始めとして、2財田川事件―1950年香川県三豊郡財田村で闇米ブローカー殺害、52年高松地裁丸亀支部死刑判決、57年最高裁上告棄却、79年再審開始決定、84年無罪判決、3島田事件―1954年静岡県島田市幼女誘拐殺人、58年静岡地裁死刑判決、60年最高裁上告棄却、89年静岡地裁再審無罪判決、4松山事件―1955年宮城県（現）大崎市松山町で殺人放火、57年仙台地裁死刑判決、60年最高裁上告棄却、79年再審決定、1984年無罪判決）。

発足当初の会員には、昨年亡くなられた後藤昌次郎代表や土田・日石・ピース缶爆弾事件、免田事件等を担当された故倉田哲治会員、『魔の時間―六つの冤罪事件』（社会思想社）など冤罪研究で知られる青地震会員、『逆転』（1977年）の伊佐千尋会員らがあり、会は、陪審は青木英五郎元裁判官の遺言である（『日本の刑事裁判―冤罪を生む構造―）、から始まった。

しかし、戦前、陪審の経験を持つ日本であるが、当時は陪審を受け入れる素地があつたとはいえ、復活を唱えるだけでは相手にされない、陪審を考える（検討することからはじめようという）のが、当会の発足時のスタンスである。

勉強会は、国会議員等に対するアンケートを初めとして、定例会として清水英夫会員が青学会館を準備された。間もなく、四宮啓会員（弁護士・國學院大学法科大学院教授）が事務局を引き受けてくれたが、米国に陪審制度の勉強に留学するということになり、私（飯室）が事務局を引き継ぎ、東京中日新聞の会議室を会場とした。その後、滝田会員が幹事を引き継いでくれている。

発足からこれまでの間、山中湖マウント富士や熱海の合宿を経て「陪審法案」の作成や市民集会の開催、1990（平成2）年6月8日には、明治大学大学会館ホールを借り、劇団「燐光群」のみなさんのボランティア参加を得て、1936（昭和11）年に実際に岩手県で

行われた放火被告事件の陪審裁判を素材に、模擬裁判「あなたが陪審員―司法をわれらに」を実施した。模擬陪審の成果は、翌1991(平成3)年、岩波ブックレット『陪審制度を考える』(陪審裁判を考える会著・後藤昌次郎編)の公刊として結実している。

ブックレットの中で故後藤代表は、模擬裁判では、題材とした陪審裁判の弁護人を実際に務めた佐藤邦雄弁護士が、八九歳の高齢で参加され、余人では語り得ない裁判の実相と苦心談を生き生きと語り、満堂の感銘を呼び起こしたと記している。

1999(平成11)年7月、司法制度改革審議会が発足し、同13年6月には意見書が決定され、同21年から裁判員制度が施行されるに至るが、会としては可もなく不可もなくというところか。陪審制度に関する勉強会は、司法制度改革以前も、新潟「友の会」、大阪「陪審制度を復活する会」、熊本の模擬裁判(1983年)へと広がりが見られた。

基調報告Ⅱ 四宮会員から、基調報告「司法改革―裁判員制度の導入、実績、及び課題について」が行われた。裁判員制度導入の経緯と同制度と検察審査会法の改正との関係についての説明の後、制度

の実情と制度の波及的变化が報告される(報告は平成24年5月31日までのデータに基づく最高裁判員裁判実施状況の検証報告書を基調にしているが、以下の数値は同年12月末日の速報に基づく)。

2012(平成24)年12月末時点で下された裁判員裁判判決人員(実人員)は4,673人、選任された裁判員候補者の総数407,283人、辞退が認められた裁判員候補者の総数235,423人(57.8%)、選任された裁判員の数26,958人、選任手続期日への裁判員候補者の出席率は、78.9%、これらは比較法的に見て極めて驚異的な数値といえる。

制度の実施に先行して、被疑者国選制度や証拠開示制度が整備され、連日開廷を原則とする公判期日が実施された。裁判員裁判平均実審理期間(第1回公判から終局まで)6.1日、平均評議時間9.3時間、死刑判決14件、無罪判決21件、執行猶予判決741件(うち保護観察404件)、裁判員の選任前後の意識は、選任前は、「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と回答された方が合計52.8%に上っていたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計95.5%の方が「非常によい経験と

感じた」又は「よい経験と感じた」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことが何われる。

裁判員制度実施に伴い、取調べの録音・録画の議論が高まり、殺人事件や強盗致死傷等重大事件としての不起訴率の上昇が顕著になった。また保釈率の増加、書証重視の公判から人証重視へと移行し、判決内容は性犯罪における重罰化が進んだが、他方で執行猶予付判決が増加し、裁判員の被告人に対する更生の期待が見て取れる。

また、一審判決が無罪であったにも拘わらず、控訴審において破棄判決が下され、上告審においてそれが再び覆るなど、控訴審のあり方が問われている。

他方、制度導入後の無罪率はほぼ変わらないが、前述の不起訴率の上昇を考慮する必要がある。死刑が求刑された事件18件の中、死刑が言い渡されたものは14件で、無期刑3件、無罪1件が言い渡されているが、判断基準や更生の可能性について十分に審理がなされているか、検討を要すると考えている。これらの実情を踏まえ、裁判員制度検討会では、裁判員裁判対象事件、選任手続、公判前整理手続のあり方や、評議・評決、被害者保護、上訴などが検討対象になっ

る。

裁判員制度の創設と共に、検察審査会制度が改正され、一定の起訴相当決議に強制力が付与された。これまで強制起訴された事件は、沖縄尖閣諸島沖中国漁船衝突事件、沖縄末公開株詐欺事件、鹿児島準強姦事件、JR西日本福知山線脱線事故業務上過失致死傷事件、陸山会収支報告書虚偽記入事件、明石市歩道橋事故業務上過失致死傷事件、徳島県石井町女性暴行事件の7件に及んでいる。

四宮会員は、討論して決める民主主義が国民により実践されている現れであり、国民の統治客体から統治主体への変容を求めた司法制度改革の理念が生かされつつあると締めくくった。

基調報告Ⅲ 引き続き、元福岡高裁判事森野俊彦会員(龍谷大学法科大学院教授)の基調報告が行われ、裁判員裁判が依然書面中心型が主流で、法廷中心の審理の実現ができていないことを危惧されながら、裁判員制度導入以前の舞鶴女子高生殺害事件(大阪高裁2012年12月12日無罪判決)を素材に、書面主義への回帰を防止し、よりわかりやすい審理の実現のために、口頭主義と直接主義の徹底を唱えられた。

(次ページに続く)

パネルディスカッション 裁判員裁判を
経験された小田篤俊氏（東京地裁）、東
京地裁裁判員裁判1号1番A氏、及び田
口真義氏（東京地裁）の3名を交えたパ
ネルディスカッションでは、裁判員経験
者が纏めた「裁判員制度と周辺環境にお
ける提言書」（注1）を基調に、裁判員
制度の課題と改正案について以下の討論
を行った。なお、会の改正案として滝田
会員が纏めた「裁判員法の改正につい
て」（陪審裁判19号、2012年3月）
14頁以下がある。

裁判員は裁判官と同様、評決権を持つ
判決主体であるにも拘わらず、公判前整
理手続に参加することは許されず、両者
の間には情報量の較差が激しすぎるとの
認識に一致が見られるが、裁判員が公判
前整理手続に参加しないまでも同手続の
内容が開示されるとか、また、戦後民事
訴訟において採用されていた準備手続裁
判官の制度を参考に、公判前整理手続裁
判官と公判裁判官とを区別すべきとの意
見が提案された。後者に対しては、裁判
官は責任を果たす意味で事件に最後まで
携わりたいもの、との説明がなされたが、
捜査検事・公判検事、ソリシター・バリ
シターの制度も考えれば現行制度に固執
する必要はないかもしれない。

経験者から陪審員と異なり裁判員は有

罪無罪の判断に限らず量刑にも関わるこ
とから、刑務所見学をする機会が保障さ
れるべきと語られた。従来、検察審査会
ではすべてではないが審査員が刑務所見
学をしてきた経緯がある。

検察官や弁護士に対する裁判員からの
質問を許し、また、証人や被告人に対す
る再尋問を可能にすべきか、尋問法則
に関わる問題でもあり難しい問題である
が、刑事裁判では検察官が立証責任を負
うのであるから、理解できないことがあ
るといふことであれば、立証に成功して
いないと考えるべきか。

裁判員は、世間で言われているような
限られた時間の中で裁判を出したいとは
必ずしも考えておらず、評議を充実させ
かつ拙速な評決を回避するために、予備
的期日を設け、充実した評議を保障すべ
きであり、また、適正な評決を確保する
ために、裁判員に刑事裁判の原理原則を
常時周知すべきとの意見には異論は見ら
れなかった。

裁判員が携わった裁判に対して控訴が
なされた場合、その帰趨は裁判官同様、
裁判員も裁判主体として責任が果たせた
のか否か心休まることはないものであり、
裁判の終了に伴い予め裁判員の意見を聴
取し、担当した事件の上訴に関する情報
を希望した者には、それを提供すべきで

ある（希に裁判長が上訴の有無を知らせ
てくれる例がある）。

司法制度改革審議会では、刑事司法へ
の国民参加の実現が精いっぱい、民事
及び行政の領域における司法参加は棚上
げにされたといつてよいが、薬害訴訟や
公害訴訟など市民の生活に直結するよう
な裁判にこそ、司法の市民参加の道を開
くべきか。福島原発事故を起点とし、原
発の差し止め訴訟が各地で起こされてい
るが、国家と市民の考え方の乖離が改め
て問われている。

その他、裁判員経験者の心理的負担の
軽減のためにも裁判所主催の裁判員経験
者の意見交換会を定期的に開催すべきこ
と、死刑判決に向き合う必然のある裁判
員には同刑の情報開示を徹底すべきこと
などの意見が述べられた。

裁判員経験者には、裁判所から裁判員
制度のシンボルマーク（2つの円は「裁
判員」と「裁判官」を表し、2つの円が
交わることで協力し合い、効果が∞〔無
限大〕であること、裁判員のSも意味す
る）をモチーフにした記念のバッジが贈
呈されること、A氏からは、「東
京地方裁判所00001」と刻印された
超プレミアムなものを拝見させて頂い
た。

若干予定時刻を過ぎたが、最後に、新
倉修青山学院大学法科大学院教授（弁護
士）から専門的知見による感想とともに
閉会の辞が述べられた。その後、白山駅
付近にあるイタリアンレストランに会場
を移して懇親会を行い、ワインを酌み交
わしながら、記念シンポに引き続き熱い
討論なされた。（さいとうてつ、獨協大
学大学院法務研究科教授）

(注1)

裁判員制度と周辺環境における提言書

2012年 月 日

地方裁判所 所長 殿

裁判員経験者

田口真義

(東京地方裁判所)(千葉地方裁判所)

松尾悦子

(東京地方裁判所)(仙台地方裁判所)

小田篤俊

(東京地方裁判所)

裁判員経験を通じて実感した制度の課題と社会における真の正義と公平で公正な裁判の実現のために提言いたします。あくまで一市民であり裁判員経験者でもあるという立場から現在の司法制度に対する前進的な提案であり、今後も司法に国民が関わり続け信認を得るためにも虚心坦懐に耳を傾けていただけることを願います。

1. 公判前整理手続は可能な限り裁判員に提示すること
2. 検察は証拠を原則すべて開示すること
3. 希望する裁判員候補者には刑務所見学を実施すること
4. 裁判員等選任手続は原則公開で行うこと
5. 裁判員からの検察官・弁護人に対する質問を可能にすること
6. 証人・被告人に対する再尋問・再質問を可能にすること
7. 期日を超過したとしても評議時間は充実したものにすること
8. 希望する裁判員経験者には上級審の公判期日を知らせること
9. 裁判官も記者会見を開くこと
10. 裁判所主催の裁判員経験者の意見交換会を定例化すること
11. 死刑についての情報公開を徹底すること
12. 被害者等参加制度の運用改善をすること
13. 民事・行政訴訟にも裁判員制度を運用拡大すること

各項目について補足説明をいたします。

【補足 1: 公判前整理手続は可能な限り裁判員に提示すること】

ある裁判員裁判の控訴審にて、高裁判官が公判前整理手続を基に一審で十分に審理が尽くされている旨の発言を受けて違和感を覚えました。そもそも公判前整理手続は裁判の迅速化という表紙に隠された現実的な作業だと受け止めております。たしかに公判前整理手続から裁判員を参加させるのは時間的な負担が大きいため、せめて公判前整理手続の議事録などを提示するようにしてください。

自分たちが一審時に見たのは争点整理表であり、公判前にどのようなやりとりがあったのかは不明です。公判前整理手続が心証形成の場ではないにしても裁判官と裁判員との間に情報の格差が生じることは公平性、公正性に疑問が残ります。知り得る情報を可能な限り吟味して判断したいと願います。

【補足 2: 検察は証拠を原則すべて開示すること】

前項と重複しますが公正な情報や証拠を基に正しい判断をしたいというのが心情です。事実として検察による証拠の不当な不開示という報道を散見いたします。検察は公判前整理手続にあたって弁護人に対して保持する証拠リストをすべて開示していただき、弁護人は公平公正な裁判に適切な証拠を適切に開示請求する運用が望ましく、国民はあらゆる可能性を網羅できる土壌で裁判に参加できることを期待しています。唯一の公訴権を持つ公機関として国民からの信頼を得るためにも正義を貫いてほしいです。

【補足 3: 希望する裁判員候補者には刑務所見学を実施すること】

量刑も含めた判断をする裁判員制度は多くの国民に行刑に対する関心を引き起こす貴重なきっかけになっていると高く評価いたします。そのうえで自分たちが判断したその結果を知るとはとても重要で有用なことと考えます。具体的には裁判員候補者登録通知に希望するかどうかを問い、指定期日に裁判所に参集した方に対して裁判所主催で刑務所見学を行う。または呼出状を送付する段階で対象者に対して、指定する期日に裁判所に参集した方には刑務所見学を行う旨の通知を同封すれば実務的な絶対数になるはずですが、ただし、刑務所見学にあたっては受刑者の方たちに誰が何のために見学をするのかの趣旨を必ず伝えるようにしてください。管轄違いと頑なに拒絶せずにご検討いただけることを願います。

【補足 4: 裁判員等選任手続は原則公開で行うこと】

裁判員等選任手続を公開にすることこそ、裁判員制度に対する信用を確たるものにする近道だと考えます。報道機関も含めた一般公開までは拙速だとしても、選任決定手続(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第三十七条)だけでも当日出頭した裁判員候補者に対して公開で行うことを望みます。

一方で、理由を示さない不選任の請求(同法第三十六条)や裁判員候補者に対する質問等(同法第三十四条、以下「質問手続」)は従来通り非公開であるべきです。

また、質問手続に際しては検察官、弁護人からも質問ができるようにすべきです。裁判官に質問要旨を伝えて訊いてもらうことが可能だとしても、例えば最低限の議論に欠かせない適切なコミュニケーション能力を備えているか、などは多少踏み込んだ質疑応答の中で見出せるものであり、容姿や表面上の言動程度しか判断材料がない中で理由を示さない不選任の請求を行使することは公正性に欠けます。どちらも裁判の当事者または代理人であり、公平公正な判断を求めらるべきであればこそ裁判員に適格かどうかの素地を問うのは当然の権利であり、この場において裁判員候補者はあくまで選ばれる立場なので、裁判員等選任手続こそ裁判員裁判の核心であり、たとえ数日間かかったとしても、そこに時間と注意を最大限払うことで判決に対する支持は格段に上がると確信いたします。

【補足 5: 裁判員からの検察官・弁護人に対する質問を可能にすること】

裁判員の疑問は時に証言台に立つ証人や被告人だけでなく、検察官や弁護人に対しても湧き起こります。裁判官が双方に立証の趣旨や尋問の趣旨を訊ねることがありますが、裁判官が指摘しない内容や疑問を裁判員が抱えていることが多々あります。正しく判断するためにも、ぜひ裁判員からも検察官や弁護人に対する疑問を自由に訊けるようにしてください。

また、補充尋問や補充質問の前に 10 分ほどの休廷を設ける裁判体が多いですが、この間に裁判官が事前に尋問や質問の内容を裁判員から聞き取り、その場で答えてしまったり、不適当な質問だからと抑制されたりすることもあるようです。裁判員が感じた疑問はまず裁判官にではなく、証人または被告人に向けられるべきです。

【補足 6: 証人・被告人に対する再尋問・再質問を可能にすること】

ある裁判の証拠調べ後に再度証人に尋ねたいことがある旨の要望をしたところ、裁判官から極めて困難であるという説示を受けました。従前の裁判では証人や被告人に再度出廷してもらい、再尋問、再質問を繰り返すこともあったはずですが、たしかに裁判の迅速化という目的とはあまりに乖離してしまうので、原則ではなくそういった要望が噴出し、公平公正に判断するためにやむを得ない場合のみの運用でよいと考えますが、たとえそのために公判期日が伸びたとしても裁判員は無用な負担とは決して思いません。

【補足 7: 期日を超過したとしても評議時間は充実したものにする】

前項とも連関しますが、ごく制限された時間枠の中で人の人生を左右するような答を決定しなければならない重圧は時にぶれを生じさせることもあります。時間制限のない議論は生産的ではありませんので、せめて一定程度の予備的期日を事前に設けるか、たとえ期日を多少超過するようなことになっても裁判員が納得して評議が成熟するのであれば、それを受容するような柔軟な運用姿勢を構えてください。

また、専門知識ではない刑事裁判の原則などのいわゆるルールは選任時だけでなく、随時わかりやすく説示を行い、時間に追われて基本的なルールが抜け落ちたまま議論が始まることのないように全員への理解を徹底してください。さらに見やすい書面などを評議室に貼り出しておくことより効果的です。統一された説示以外については各裁判官の技量次第であるところが現状です。特に少年事件の場合には、その可塑性を重視した少年法の理念を適切に丁寧に説示する必要性がことさらに求められます。

【補足 8: 希望する裁判員経験者には上級審の公判期日を知らせること】

裁判員経験者から自分たちが関わった裁判のその後の情報がまったくないと憤慨している声があります。

上級審の情報が必要かどうかを裁判員解任時のアンケートで訊ねておき、一審に対する控訴申立ての受理がなされた場合、必要と回答した方には公判期日などの情報を提供できるようにしてください。

または作業量が多いですが裁判所ホームページに全裁判の公判日程を公開する形でもよいと思います。

【補足 9: 裁判官も記者会見を開くこと】

自分たち裁判員は記者会見をするのに、なぜ裁判官合議体は会見を開いて「裁判員裁判を担当した苦勞話」や「裁判員と議論した感想」などを披瀝しないのだろう、という純粋な疑問と関心からです。

裁判官に課せられている守秘義務規定は理解しておりますので、もちろん感想の範囲でよいので裁判官も記者会見に臨んでほしいと願います。裁判員経験者だけでなく国民の関心事でもあるはずですが。

また、これは裁判員経験者にも課せられる守秘義務の境界線を計る試金石にもなりますので、有用性、公益性は極めて高いはずですが。

【補足 10: 裁判所主催の裁判員経験者の意見交換会を定例化すること】

2010年10月に東京地方裁判所が主催した裁判員経験者の意見交換会はその後各地裁で順次行われているようです。このような裁判員経験者同士の結節点となる役割を裁判所が担うことを大変評価いたします。俗にいう裁判員経験者の心理的負担などに対する極めて効果的な取り組みであり、このような機会は定期的に設けられるべきです。少なくとも数ヶ月に一回程度の定例化を希望いたします。

【補足 11: 死刑についての情報公開を徹底すること】

死刑については裁判官をも含む日本国民にとって未知の部分があまにも多く、その究極の判断を下すことは情報が乏しい現段階では時期尚早と考えます。死刑事案における裁判員の位置付けや判断方法に対する再考も必要であると思いますが、それ以前に国家権力による究極的な刑の行使に対する情報の公開が絶対的に大前提であり、裁判員が死刑にふれるのであればまさにその必然性があるはずで、願わくは死刑のない国を目指すために国民一人ひとりが究極の刑罰に正面から向き合い、是非も含めた多様な議論の口火が切られることを希求いたします。そのような国民的議論を醸成するためにも徹底した死刑情報の公開をするべきです。

【補足 12: 被害者等参加制度の運用改善をすること】

犯罪に巻き込まれた被害者の悲しみや苦しみは十分に理解したうえで、被害者やそのご遺族が同制度を利用した裁判は概してその峻烈な処罰感情が先鋭化してしまい、こと裁判員裁判に関しては裁判員に与える影響を慮ると公平公正さを欠く結果につながるように思えます。法廷は有罪かどうか、有罪の場合はその量刑判断を冷静に形成する場であり、怒りの感情をぶつける場であってはならないと考えます。例えば否認事件については事実認定と量刑判断の審理を分けて、有罪という判決が出た場合には量刑判断の審理に被害者等参加制度の利用を認めるなどの運用であれば影響を最小限に止めることができるのではないのでしょうか。せめて検察官席には座らないことが公平公正な裁判のために望ましいと考えます。加えて、制度を利用する被害者またはご遺族の位置づけの説示が裁判員に対して十分になされることも肝要だと思います。

【補足 13: 民事・行政訴訟にも裁判員裁判を運用拡大すること】

刑事訴訟は比較的馴染みやすく法曹界に市井の風を送り込むのに適した運用方針だと評価します。一方で、重大事件などでは凄惨な証拠写真などを見ることに対する批判も散見します。拙速は承知のうえで民事や行政訴訟への裁判員制度運用拡大を期待いたします。薬害や公害など自分たちの生活に直結するような裁判にこそ国民の感覚や意見を取り入れるべきで、そのような運用にこそ世論からの評価は高いはずで、具体的な方策などもなく雲をつかむような提案ですが、あるべき姿、向かうべき方向は正しいと確信いたします。

以上、13項目を謹んで提言申し上げます。

【終わりに】

私たちは裁判員として裁判に参加し、国民生活と司法がこんなにも密接していたのかと開眼いたしました。こんなに身近にこのような世界が存在していて、国民誰もが手を伸ばせば届くところにあるのに誰も関わりのないこと、語弊を恐れずにいうと目を背けてきたのではないかとすら考えております。だからと言って裁判員経験者やこれから裁判員になるかもしれない多くの人たちが絶望的なのではなく、ただ関わる機会がなかっただけのことであり、本質としては皆真剣に取り組み、真摯に向き合う素養を持っております。だからこそ現在取り組まれている司法制度改革の一端に裁判員制度導入が盛り込まれたことをとても評価し歓迎しております。提言の中には国民の負担が重くなるものもあります。しかし、どうか私たちを信頼していただき公平さと公正さ、そして真の正義のために運用の見直しと周辺環境の整備をお願い申し上げます。

新学習指導要領に基づき法教育が子どもたちに施される時代にすべての国民が司法の現状を直視し、一人ひとりが主体性を持って関わり、正しいこと間違っていることを是々非々で議論し合いより充実した正義ある社会と司法環境が実現することを願ってやみません。

(文責及び連絡先)

〒176-0023

東京都練馬区中村北 4-10-8

シャンブル上原 301 号室

田口 真義



30周年記念シンポジウム 終わるにあたって

新倉 修 青山学院大学・弁護士

所用があつて遅参しましたが、充実したシンポジウムを開くことができ、とても意義深く、思い出も懐かしく、また新しい会員として、裁判員を経験された市民を迎えてお話を伺う機会を得て、感無量です。

思い起こせば、伊佐千尋さん、後藤昌次郎さん、庭山英雄さんが代表となり、互いに先生と呼ぶことを禁止し、階層的な要素を極度に排して、市民性を前面に押し出して、発足したのが、この会でした。私は、入会后、日本評論社にいた小松正人さんが編集していた機関誌4号に「戦略的陪審裁判論」という小論を載せてもらいましたが、青木英五郎さんに私淑されていると話されていた下村幸雄さん(元裁判官・弁護士)から、学者は正確な海外情報の提供を重視して欲しいと苦言をいただいたこともありました。四宮啓さんは、その時以来もおつきあいですが、変わらない情熱をもって、しかも検討会と見直し会議に参加されている専門家として、関わって来られて、ありがとうございます。飯室勝彦さん、黒沢香さん、滝田清暉さん、齋藤哲さんには、

本日も企画や設営でお世話になりました。

当時は、すでに関西には、佐伯千帆先生をいただく「陪審制度を復活させる会」があり、新潟には、沢登佳人先生を中心に鯉越溢弘さん、高見優さんが参加されている「新潟陪審友の会」が活動していました。その流れを組む会員が、関西・新潟からも参加してください、改めて陪審裁判をめざすという志を確認することができたように感じています。私自身、裁判員裁判ができるまでも、司法制度改革推進本部検討会に向けてさまざまな要望活動を行った「市民の裁判員裁判つくりの会」の事務局長として関与し、また、法制が整えられてから日本弁護士連合会で開かれたシンポジウムがあつたとき、松本楼での懇親会で挨拶をさせていただく機会を与えられて、「陪審裁判が目標であつて、裁判員裁判は途中であるから、途中下車してはいけない」というようなことを言いました。

さて本日は、発足して3年目を迎える裁判員による刑事裁判の見直しを考えるためにも、裁判員経験者である田口真義

さん、小田篤俊さんと裁判員裁判第1号(後ほど、シリアル・ナンバーを打刻した裁判員記念バッジを披露していただきました)となつたAさんをパネリストとして来ていただき、裁判のあり方を考える絶好の機会を迎えました。さらに、すでにテレビに出演されて裁判官のさりげない日常を市民に知らせる機会をお持ちの元裁判官、森野俊彦さんにも、機微に触れるようなお話しなどもいただき、裁判官ネットワークとして活動されてきた意気込みが伝わってくるような思いがしました。

さて、このほかにも、陪審裁判を考える会に参加されて、司法への国民ないし市民の参加を実現することを希望し、期待し、意欲をもつておられる人は数多くおられるはずですが、また、将来の世代でも、この課題は避けて通れないと思われる。私たちはさらに、叡智を結集し、経験を交流し、よりよいガバナンス(経世)をめざして、新しい一歩を踏み出しましょう。

陪審裁判を考える会 会報20号
発行 陪審裁判を考える会事務局 滝田清暉
編集担当 黒沢 香

陪審裁判を考える会HP <http://www.baishin.com/>
メールマガジン 「市民による司法の改革」
講読申し込みはホームページ(上記)から
メーリングリスト jury@yahoogroups.jp
事務局住所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-41-12
岡埜ビル7階 IP国際技術特許事務所内
電話 03-5273-7695
郵便振替口座00140-6-575080